

厚生労働省和歌山労働局
御坊労働基準監督署 発表
令和7年7月18日

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	御坊労働基準監督署
	署 長 香嶋 伸一
	監督課長 乾 孝行
電話番号 0738 (22) 3571	

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

—フォークリフトの運転位置から離れるときの措置を講じさせなかった疑い—

本日、御坊労働基準監督署（署長 かしま しんいち 香嶋 伸一）は、きむらきんぞくこうぎょう 木村金属工業株式会社及び同
社有田工場工場長を労働安全衛生法違反の疑いで、和歌山地方検察庁御坊支部に書類
送検しました。

【事件の概要】

令和7年4月25日、和歌山県有田郡有田川町に所在する木村金属工業株式会社有田工場において、作業員が運転位置を離れる際にフォークを最低降下位置に置く措置を講じさせていなかった疑い。

1 被疑者

- （1）木村金属工業株式会社
所 在 地：大阪府大阪市阿倍野区
事業内容：非鉄金属スクラップ卸売業
- （2）同社有田工場工場長 A

2 違反条文

被疑者木村金属工業株式会社、被疑者 A とともに、労働安全衛生法違反
同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第151条の11第1項（運転位置から離れる場合の措置）
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和7年4月25日、和歌山県有田郡有田川町に所在する同社有田工場において、同社所属の作業員Bに、直径約3.2メートル、高さ約0.9メートルに山積みされた銅線2,490キログラムを、フォークリフトで持ち上げたまま運転席を離れてケーブルカッターで切断して小分けにする作業を行わせていたところ、持ち上げていた銅線が落下し、作業員Bが下敷きとなり死亡するという災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、事業者に対し、フォークリフトの運転者が運転位置を離れるときは、運転者にフォークを最低降下位置に置く措置を講じさせなければならないことを規定していますが、災害発生当時、このような措置を講じさせていなかった疑いがあるものです。

5 参考資料

別添1 関係条文

別添2 災害発生状況（略図）

別添 1 関係条文

労働安全衛生法

第二十条(事業者の講ずべき措置等)

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第百十九条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者(第二号から第四号 略)

第百二十二条(両罰規定)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【労働安全衛生規則】

第百五十一条の十一(運転位置から離れる場合の措置)

事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車を運転する場合であつて、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。

- 一 フォーク、ショベル等の荷役装置(テールゲートリフターを除く。)を最低降下位置に置くこと。
- 二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける

等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

- 2 前項の運転者は、車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

(第3項から第4項 略)

別添2 災害発生状況（略図）

